

西森公園空洞化調査業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

- (1) 目的：西森公園は、沖縄市の中部地区に位置しており、周辺より小高い丘陵地となっている。昭和54年の供用開始から44年が経過し、公園施設の老朽化に加えて、地山の風化が著しく、落石や土砂の滑り等が確認されており、平成20年には土砂災害警戒区域、令和3年には土砂災害特別警戒区域に指定されるなど、安全面が課題となっていることから、地域から再整備の要望がある。
- 平成28年度の再整備に向けた設計業務において、公園周辺に、複数の古墓や壕、表からは目視することができない空洞も存在しており、古墓の内部には多くの骨壺も収められていることが確認できている。
- 本業務は、再整備に向けて公園及び公園周辺の空洞等について、数や位置の特定、内部の状況及び地質状況等を把握し、安全に骨壺を取り出すための対策検討に必要な資料を得ることを目的とする。
- (2) 業務名：西森公園空洞化調査業務委託
- (3) 業務内容：概要仕様書のとおり
- (4) 業務期間：着手日～令和6年3月31日まで

2. 提案上限額 ※参考見積書の金額が設定された上限額を超過した場合は失格とする
22,801,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たすものでなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当しないこと。
- (2) 参加申込書の提出の日から契約締結までの間において、「沖縄市有資格業者の請負契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成24年4月16日決裁）」の規定による入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 法人税、所得税、地方税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続き等を行っていないこと。
- (5) 沖縄市暴力団排除条例（平成23年12月21日条例第15号）第2条の暴力団及び暴力団員に該当しないこと。また、第5条に関わる責務を果たせること。
- (6) 本社の所在地が日本国内であること。
- (7) 「令和5、6年度 沖縄市入札参加資格者登録名簿」に登録していること。
- (8) 過去5年以内に元請けとして同種・類似業務の実績を有すること。
- 同種・類似業務：自然壕及び人口壕等の位置推定及び安全性評価又はこれと類似する業務
- (9) 設計共同体を組織して参加する場合は、構成者が(1)～(8)を全て満たしていること。
- この場合においては、参加申込書の提出までに設計共同体を組織し、設計共同体の設置に関する協定書（任意様式）を企画提案書等の提出時に添付すること。

4. 質問の受付・回答

(1) 提出方法：質問書（様式1）により、メールにて提出すること。

提出先アドレス parka65@city.okinawa.lg.jp

※メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

(2) 提出期限：令和 5年 10月 11日（水）12時まで（必着）

(3) 回答日：令和 5年 10月 13日（金）※予定

(4) 回答方法：本市ホームページに掲載

※本プロポーザルに関する質問は、企画提案書等の作成・提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限る。

5. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類：別紙「企画提案書等作成要領」を参照の上、以下の書類を提出すること。

① 参加申込書

② 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届

③ 業務実施体制回答書

④ 企画提案書

⑤ 参考見積書

⑥ その他証明書類等

(2) 提出場所：沖縄市役所 建設部 公園みどり課

(3) 提出方法：持参又は郵送

※郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(4) 提出期限：令和 5年 10月 25日（水）12時まで（必着）

6. 審査方法

第1次審査と第2次審査の合計点数が最も高い者を最優秀提案者として選定するものとし、以下のとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された業務実施体制回答書等を下記7の(1)で示す審査基準及び配点に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選定する。ただし、応募者多数の場合は、上位3社程度を選定するものとする。

(2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選定された者により、企画提案についてのプレゼンテーションを実施し、下記7の(2)で示す審査基準及び配点に基づいて審査する。

※1事業者につき30分程度（説明20分程度、質疑応答10分程度）とする。

※提案事業者（会社名）を特定できるような服装や言動は行わないこと。

※2次審査においては、液晶テレビ、パソコン等を使用できるものとする。液晶テレビ及びHDMIケーブルは本市が用意するが、パソコンは提案者側で用意すること。

(3) 最優秀提案者の選定

① 合計点が一定水準（合計点が満点の60%以上）に達しない場合は、最優秀提案者として選定しない。

- ② 合計点が1位の者が複数いる場合（合計点が同じとなった場合）は、第2次審査の評価点が高い提案者を最優秀提案者として選定する。なお、第2次審査の評価点も同じ場合は、1位と順位付けした委員数が最も多い提案者を最優秀提案者として選定する。
- ③ 提案者が1社のみの場合でも審査は実施し、上記に示す審査と同様の選定方法とする。

(4) 審査結果の通知

① 第1次審査

審査結果を書面により通知する。なお、選定された提案者のみ、審査結果及びヒアリング等を実施する旨を通知する。

② 第2次審査

審査結果を書面により通知する。

7. 審査基準及び配点

(1) 第1次審査（30点満点）

評価項目		配点
企業実績等	地理的条件	5
	同種・類似業務の実績件数	5
管理技術者の実績等	資格	5
	経験年数	5
	同種・類似業務の実績件数	5
	専任性（手持ち業務の合計金額及び件数）	5

(2) 第2次審査（70点満点）

「概要仕様書」に示す業務について、目的や課題が認識され、具体的かつ的確で実現性のある提案となっているかどうか、プレゼンテーションを通して総合的に評価を行う。

評価項目		評価の視点	配点
実施方針等	業務理解度	業務の目的、内容、課題を十分に理解しているか評価する。	5
	業務工程	適切な工程計画及び実現可能な実施体制となっているか評価する。	5
企画提案内容	空洞の数及び位置の特定について	空洞の数及び位置を特定するための有効な調査方法が提案されているか評価する。	15
	空洞の内部状況把握について	空洞の内部状況を把握するための有効な調査方法が提案されているか評価する。	15
	空洞の地質状況把握及び安全性評価について	空洞の地質状況把握及び安全性評価のための有効な調査方法、評価方法が提案されているか評価する。	15
	その他	その他、本市にとって有意義な提案について評価する。	5
	調査の安全性	周辺地域や調査員の安全確保に配慮されているか評価する。	10

8. 日程（予定）

公示	令和 5年 10月 4日
質問受付締切	令和 5年 10月 11日（12時まで）
質問回答	令和 5年 10月 13日（予定）
企画提案書等受付締切	令和 5年 10月 25日（12時まで）
第1次審査	令和 5年 10月 26日（予定）
第1次審査結果通知	令和 5年 10月 26日（予定）
第2次審査	令和 5年 11月 2日（予定）
結果通知	令和 5年 11月 6日（予定）
契約締結	令和 5年 11月 下旬（予定）
業務開始	令和 5年 11月 下旬（予定）

9. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提出書類等に記載すべき事項に不備や違法行為等の内容が記載されているもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、設定された本業務に関する上限額を超過したもの

10. 契約

(1) 契約候補者の特定

沖縄市は、評価委員会にて最優秀提案者として選定した者を本業務に係る随意契約の候補者として特定する。ただし、下記のいずれかに該当し、特定した候補者と契約が締結できない場合には、次点者を契約候補者として再特定する。

- ① 契約候補者が、地方自治法施行令 167 条の4第1項又は第2項に規定する者に該当することとなったとき。
- ② 契約候補者が、沖縄市から指名停止措置を受けることとなったとき
- ③ 契約候補者からの見積徴取及び協議の結果、合意に至らなかったとき
- ④ 契約候補者が本契約の契約を辞退したとき
- ⑤ その他の理由により契約候補者と契約の締結が不可能になったとき

(2) 契約金額

契約金額は、本市の定める本契約に係る予定価格の範囲内とする。

(3) 契約内容及び実施条件

- ① 契約内容については、提出書類等に記載された内容を尊重し協議を行い、決定する。
- ② 業務実施体制に記載した配置予定担当者については、特別の理由により市がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

11. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 沖縄市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。
- (6) 企画提案書作成上の基本事項
プロポーザルは、業務における具体的な取組み方法について募集するものであり、当該業務の具体的な内容や成果の一部（詳細な図面、模型等）を求めるものではない。
このため、許容された表現や項目以外の内容を含む企画提案は評価の対象としない。
- (7) 本業務の実施にあたっては、市と十分な協議を行ない、指示事項については責任を持って対応するものとする。

12. 担当部署（提出・問合せ先）

〒904-8501 沖縄市仲宗根町 26 番 1 号

沖縄市役所 建設部 公園みどり課（6階） 担当：大嶺

T E L : 098-939-1212（内線 2663）

F A X : 098-934-3854

メール：parka65@city.okinawa.lg.jp